

愛知県受入被災者支援要領

平成 23 年 6 月 6 日策定
平成 24 年 3 月 31 日改正
平成 25 年 3 月 21 日改正
平成 26 年 3 月 19 日改正
平成 27 年 4 月 1 日改正
平成 28 年 4 月 1 日改正
平成 29 年 4 月 1 日改正
平成 30 年 4 月 1 日改正
平成 31 年 4 月 1 日改正
令和 2 年 4 月 1 日改正
令和 3 年 4 月 1 日改正
令和 4 年 4 月 1 日改正
令和 6 年 4 月 1 日改正

1 趣旨

- ・ 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、愛知県に避難された被災者（以下「受入被災者」という。）は、地震による人的・物的被害によるショックに加え、遠く離れた慣れない環境の中での生活を余儀なくされている。
- ・ こうした受入被災者の方々に安心して生活していただき、その生活の再建等を支援するため、県は、全庁的な体制のもとで、受入被災者を総合的に支援していくものとする。

2 受入被災者の定義

- ・ 東日本大震災及び福島原子力発電所の事故に伴う原子力災害により、愛知県に避難してきた方

3 期間

- ・ 支援の実施については、原則として愛知県被災地域支援対策本部を設置している間とする。
ただし、法令等により期間が定められたものについては、この要領で整理する。

4 内容（44 事業：継続中 25 事業、終了 19 事業）

- ・ 愛知県は、次に掲げる支援策を講じることにより、受入被災者に対し、住宅確保、健康福祉、教育、就労など、きめ細やかで総合的な支援を行う。

- ・ また、支援策については、市町村をはじめ、県民、企業、NPO、ボランティア団体等との連携・協力のもとで取り組む。
- ・ 以下の支援策の詳細は必要に応じ各所管局が別に定めるものとし、合わせて、支援策の見直しや追加を図っていくものとする。

I. 受入被災者等への情報提供（4事業）

○愛知県受入被災者登録制度（被災者受入対策PT）

受入被災者を対象とした登録制度により、被災された方に適切なサポートを行うとともに、これまでお住まいの被災自治体発の情報を提供する。

○受入被災者への情報提供（被災者受入対策PT）

愛知県や被災自治体からの情報はもとより、支援を希望する企業やボランティアなどの情報を積極的に提供する。

○被災自治体との情報共有（被災者受入対策PT）

岩手県、宮城県、福島県を始めとする被災自治体との緊密な連絡調整を図り、幅広く情報を共有する。

○広報活動（被災者受入対策PT、政策企画局）

受入被災者支援に関する情報について、受入被災者を始め、広く県民等に周知するため、広報あいち等の広報媒体を活用した広報に努める。

II. 住宅の確保（12事業）

○県営住宅の提供【新規受付は平成24年12月28日まで】（保健医療局、建築局）

住宅に困窮されている受入被災者に対して、県営住宅を無償で提供する。なお、人工透析を必要とされる方については提供する住宅の所在地に配慮する。

○県営住宅の入居資格の特例（建築局）

福島復興再生特別措置法及び子ども・被災者支援法の対象となる被災者に対して、県営住宅の入居者募集にあたって、入居収入基準や同居親族要件を緩和する。

○市町村の職員住宅等に関する情報提供（被災者受入対策PT）

住宅に困窮されている受入被災者に対して、市町村の職員住宅等に関する情報を提供する。

※ 全ての市町村職員住宅等の無償提供の新規受付は平成26年3月31日までで終了

（以下終了事業）

○民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供与【新規受付は平成24年12

月 28 日まで】（建築局）

岩手県、宮城県、福島県からの災害救助法による応援要請に基づき、民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として 3 県からの受入被災者に提供する。

○企業社宅等の借り上げによる集団避難用としての提供【平成 23 年 8 月 29 日まで】（被災者受入対策 P T）

企業等からの社宅や寮の提供（家賃や敷金は無償）の申し出について調整し、棟貸しや同一地区でまとまった無償提供の申し出があった社宅等については、避難先でもコミュニティを維持できる集団避難用として借り上げ、被災地の市町村からの要請に基づき提供する。

○企業社宅等（集団避難用を除く）に関する情報提供【平成 23 年 8 月 29 日まで】（被災者受入対策 P T）

企業等からの社宅や寮の提供（家賃や敷金は無償）の申し出について調整し、受入被災者に情報提供する。

○県教職員住宅の提供【平成 24 年 3 月 31 日まで】（教育委員会）

住宅に困窮されている受入被災者に対して、4 地区 20 戸の県教職員住宅を無償で提供する。

○国家公務員宿舎の集団避難用としての提供【平成 24 年 9 月 30 日まで】（被災者受入対策 P T）

県内に存する国家公務員宿舎を、県が東海財務局から無償使用許可を受け、避難先でもコミュニティを維持できる集団避難用として確保し、被災地の市町村からの要請に基づき提供する。

○集団避難者の輸送【平成 24 年 9 月 30 日まで】（被災者受入対策 P T）

被災地の市町村からの要請に基づき、集団避難を行う場合は、県がバス等の輸送手段を確保し、円滑な移動に配慮する。

○民間賃貸住宅等に関する情報提供（建築局）

受入被災者に対し、関係団体の協力（個人の方が所有する住宅を貸し付ける際の技術的支援については、愛知共同住宅協会の協力）（※）を得て、民間賃貸住宅等の情報（物件により入居費用の減免有）を提供する。**【平成 29 年 3 月 31 日まで】**

※ 個人の方が所有する住宅を貸し付ける際の愛知共同住宅協会の技術的支援については継続
受入被災者に対し、愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会と連携してセーフティネット住宅の情報を提供する。

○県有宿泊施設等の提供（人事局（※1）、県民文化局（※2）、観光コンベンション局（※2）、農林基盤局（※2）、教育委員会（※3）

本県が有する宿泊施設等において、指定管理者等の協力を得て、被災者を受け入れる。

※1 平成 23 年 9 月 30 日まで ※2 平成 23 年 6 月 30 日まで ※3 平成 26 年 3 月 31 日まで
○民間宿泊施設に関する情報提供【令和 3 年 3 月 31 日まで】（観光コンベンション局）

県内にある民間宿泊施設について、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会等の協力を得て、宿泊等の情報を提供する。

Ⅲ. 生活物資・資金の支援（3 事業）（終了事業）

○災害被災者支援資金貸付事業【新規貸付は平成 24 年 3 月 31 日まで】（福祉局）

受入被災者に対し、当分の間、災害特例として愛知県社会福祉協議会が行う最大 20 万円の生活福祉資金の貸付に上乗せする形で、居住や家財にかかる費用を一世帯あたり、最大 30 万円まで貸し付ける。

○生活支援品の提供【平成 28 年 3 月 31 日まで】（被災者受入対策 P T）

日常生活用品が必要な受入被災者に対し、支援品（世帯セット 16 品目、個人セット 8 品目）を提供する。また、必要に応じ、県の災害備蓄用物資（毛布、マット、タオル）も提供する。

○企業等からの支援物資の提供【平成 28 年 3 月 31 日まで】（被災者受入対策 P T）

企業や日本赤十字社(※)等からの支援物資については、受入被災者のニーズを把握しつつ、配送方法等の調整を行った上で、適宜提供する。

※ 日本赤十字社による生活家電品の提供は平成 24 年 12 月 28 日受付分まで

Ⅳ. 健康福祉の支援（11 事業）

○健康相談（保健医療局）

保健所において、保健師等が受入被災者の健康相談に対応する。

○こころの健康相談（保健医療局）

精神保健福祉センター・保健所等の相談窓口において、こころの健康相談に対応し、必要に応じて適切な専門機関へつなげる。

○児童生徒の健康相談（教育委員会）

受入被災者（児童生徒）のこころのケアのため、臨床心理士等による相談を行う。

○子どもの心のケア（福祉局）

児童相談センター等において、被災した子どもの心のケアと、保護者等から

の相談に対応する。

○保育所への入所（福祉局）

市町村と連携し、被災した児童の保育所への受け入れを行う。

○高齢者支援（福祉局）

介護施設等の受入れ体制の確保や保険料負担の軽減措置等に関して市町村に適確な指示を行うなど、被災した高齢者への支援において市町村を側面から支援する。

○障害者支援（福祉局）

市町村と連携し、障害福祉サービスの利用調整など、被災した障害者への支援を行う。

○社会福祉施設等における要配慮者の受入調整（福祉局）

被災した要配慮者（高齢者、障害者等）について、厚生労働省からの要請に基づき、県内の社会福祉施設等と調整し、受け入れを行う。

○元気回復支援（被災者受入対策PT）

受入被災者に少しでも心身を癒していただき、元気を取り戻していただくため、県の文化施設や観光施設等の無償利用提供等について調整するとともに、企業等にも協力を求める

○甲状腺診察の実施（病院事業庁）

あいち小児保健医療総合センターにおいて、福島原発事故で健康面に心配のある児童（福島県以外からの避難者で15歳以下）の甲状腺診察を実施する。

（以下終了事業）

○放射線被ばく「外部被ばく検査」の実施【平成29年3月31日まで】（病院事業庁）

福島原発事故に関して、希望者を対象に、愛知県がんセンター中央病院、愛知県がんセンター愛知病院において、外部被ばく検査を実施する。

V. 教育の支援（9事業）

○公立学校への受入れ（教育委員会）

公立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）について、受入被災者（児童生徒）の希望を踏まえ、転入学の手続き等を弾力的に取り扱う。

○私立学校の受入れに関する情報提供（県民文化局）

私立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校）の受入れに

関する情報提供を行う。

○私立学校の授業料等の軽減（県民文化局）

私立学校（幼稚園、高等学校、専修学校、各種学校）に転入学する受入被災者（幼児、生徒）の授業料等について軽減補助する。

ただし、原子力災害被災地域において被災した者以外に対する補助は、令和4年3月31日で終了。

○就学援助（県民文化局、教育委員会）

被災児童生徒就学支援等事業費補助金制度により県内の学校等へ就学・就園した幼児、児童及び生徒に対する就学支援を行う（平成23年5月2日から）。

なお、上記支援措置の開始に伴い、県立特別支援学校に転入学する受入被災者（児童生徒）の特別支援教育就学奨励費認定への弾力的な対応は平成23年5月1日で終了。

また、就園幼児に対する就学支援については、幼児教育無償化のため、令和2年3月31日で終了。

（以下終了事業）

○被災大学生の就学支援【平成23年8月29日まで】（県民文化局）

愛知県立大学の5学部で科目等履修生の募集を行う。入学検定料・入学料・授業料は免除する。

○学用品の提供【平成23年9月30日まで】（教育委員会）

公立の学校に転入学する受入被災者（児童生徒）の教科書（学用品）について、災害救助法に準じて無償で給与する。

○入学料等の免除【平成26年3月31日まで】（教育委員会）

県立高等学校に転入学する受入被災者（生徒）の入学検定料・入学料及び授業料（専攻科）について全額免除する。

○被災地域の大学生の受入れ【平成30年3月31日まで】（政策企画局）

愛知学長懇話会と連携し、被災した学生に対し、授業料等の減免措置などの支援を行っている県内大学の情報を提供する。

○看護師等養成所の学生受入【令和3年3月31日まで】（保健医療局）

県内の看護師等養成所において、被災地域の在校生及び入学予定の学生を受け入れる。

VI. 就労の支援（1事業）（終了事業）

○就労の場の確保（労働局）

被災者の就労を支援するため、経済界と緊密に連携し、県内企業の雇用の意向を把握するなど、就労の場の確保を図る。【平成 24 年 3 月 31 日まで】

緊急雇用創出事業基金を活用し、県や市の臨時雇用職員として、就労の場の提供を図るとともに、愛知労働局との連携により、被災者向けの求人情報を被災者に提供する。【平成 26 年 3 月 31 日まで】

VII. その他の支援（4 事業）

○愛知県被災者支援センターの設置（被災者受入対策 P T）

受入被災者を広域的に支援するため、公設民営型の支援センターを設置し、NPO、ボランティア、市町村や専門家等と協働しながら、受入被災者の相談対応や見守りなど、生活再建に向けた支援を行う。

○各種団体との連携・情報提供（被災者受入対策 P T）

県弁護士会や県司法書士会等の支援情報を適切に受入被災者に伝える。

○施設利用手続き等の緩和（県民文化局）

女性総合センター情報ライブラリー、愛知芸術文化センター愛知県図書館の利用カードの発行条件を緩和する。

○外国人の受入被災者への情報提供（県民文化局）

外国人の被災者に対し、県や県国際交流協会のホームページにおいて支援情報等を提供する。

5 進行管理

支援状況を「被災地支援対策進捗状況管理表」に記載し定期的に公表する。また、支援策の追加及び修正がある場合は、所管局から愛知県被災地域支援対策本部幹事会に報告（必要があれば協議）するものとする。